

社会福祉法人青い鳥会 評議員ならびに役員等報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、法人の評議員、ならびに理事及び監事（以下、「役員」という）、評議員選任・解任委員の受ける報酬及び費用弁償について定めるものである。

(評議員の報酬)

第2条 評議員が招集に応じて評議員会に出席したとき、また、法人の用務のために出勤したときは、報酬として1日につき5,400円を支給する。ただし、各年度の評議員報酬の総額は、社会福祉法人青い鳥会定款第8条に定める通りとする。

(役員の報酬)

第3条 理事が招集に応じて理事会に出席したとき、また、法人の用務のために出勤したときは、報酬として1日につき5,400円を支給する。ただし職員として給料を支給されている理事には支給しない。

- 2 監事が招集に応じて評議員会、理事会に出席したとき、また、監査をはじめ法人の用務のために出勤したときは、報酬として1日につき5,400円を支給する。
- 3 各年度の役員等報酬の総額は、社会福祉法人青い鳥会定款第21条に定める通りとする。

(評議員選任・解任委員の報酬)

第4条 評議員選任・解任委員が招集に応じて評議員選任・解任委員会に出席したとき、また、法人の用務のために出勤したときは、報酬として1日につき5,400円を支給する。ただし職員として給料を支給されている職員には支給しない。

(費用弁償)

第5条 評議員、役員、および評議員選任・解任委員が、理事会、評議員会または評議員選任・解任委員会の招集に応じるため、または用務（監査を含む）のため旅行したときは費用弁償を支給する。

- 2 前項の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、駐車料金、有料道路料金および宿泊料の7種類とし、別表のとおりとする。
- 3 航空賃は、業務上必要または天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路または方法によって旅行しがたいため航空機を利用した場合に限り支給することができる。
- 4 特別の事情があり、有料駐車場及び有料道路を利用する必要がある場合は、その駐車料金及び道路利用料金については、その実費額を支給することができる。
- 5 費用弁償は、その居住地から計算して支給する。

(職員の例)

第6条 前条に定めるもののほか、費用弁償の支給方法は職員の例による。

(報酬等の支給方法)

第7条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金でその都度支給することを原則とするが、本人の指定する本人名義の金融機関口座への振り込みにより支給することができる。

付 則

この規程は、平成31年1月4日から施行する。

別表

区 分	鉄道賃 船 賃	航空賃	車賃 (1 kmにつき)	駐車料金	有料道路 料金	宿泊料 (1 夜につき)
金 額	普通運賃	実費	37 円	実費	実費	職員の例による